

## 令和5年度地域福祉計画策定推進調査業務委託 仕様書

### 第1章 総則

#### 1 業務名称

令和5年度地域福祉計画策定推進調査業務

#### 2 業務目的

この業務は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第107条に基づき、本町第5次総合計画の基本構想の将来像として「創造！～住みやすさを形に～ 絆・ふれあい・元気な町 大町」と定め、子どもから高齢者まで誰もが元気で住み続けられるまちを創造していくことを基に、地域福祉計画の基礎資料として住民の日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域サービス等に関する町民の意識を把握するための調査及び分析等を行うことを目的とする。

#### 3 計画期間

2024年（令和6年）4月～2029年（令和11年）3月の5年間

#### 4 業務責任者の選任及び配置

本業務の実施にあたり、受託者は、本業務と同様又は同等の計画策定業務に従事した経験を有する者を業務責任者として選任し、本業務の統括管理を行わせるとともに、本業務を円滑かつ確実に実施するため、適格な人材を適切な人数配置しなければならない。

#### 5 作業実施計画書の提出

受託者は、本業務に着手する前に作業実施計画等を提出し、委託者の承認を得るものとする。

#### 6 協議又は打ち合わせの実施

受託者又は委託者は、業務着手時及び業務完了時にこの契約に関する協議を行うほか、随時、業務を円滑に実施するための打ち合わせを行うものとする。

委託者は、必要と認めるときは、業務の進捗状況等について受託者に報告を求めることができる。

#### 7 個人情報の保護

受託者は、本業務に伴い取得した個人情報の適切な管理のために必要な措

置を講じるものとする。受託者が本業務によって取得した個人情報については、大町町の保有する個人情報として、大町町個人情報の保護に関する法律施行条例の適用を受けるものとする。

#### 8 秘密の保持

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間満了後又は、解除後も同様とする。

#### 9 第三者への提供の禁止

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た内容を一切第三者に提供してはならない。

#### 10 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### 11 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に対してはその責任を負い、受託者の責任においてその一切の対処をするものとする。

### 第2章 業務の内容

#### 1 委託内容

業務委託の内容は、次のとおりとする。

##### (1) アンケート調査の分析

令和5年度に委託者が実施する地域福祉に関するアンケート調査結果の分析を行い、町の課題並びに今後の福祉に対する町民等の意向及びニーズ等について把握する。

なお、アンケート発送件数は、18歳以上を対象とし、1,500通を予定している。

##### (2) 会議等（計画策定委員会及び庁内会議）の資料作成等支援

委託者が運営する計画策定委員会及び庁内会議への企画提案、資料作成を行う。また、会議録に基づく町の課題・対策等の抽出を行い、的確な情報提供や助言・意見・提案を行い、計画に反映させるものとする。

なお、計画策定委員会及び庁内会議の開催は、8回程度予定するが、回数を

変更する場合もあり得る。

### (3) 計画案の作成

アンケート調査結果や会議等における意見等から、地域の現状と課題を整理し、あるべき将来像と課題解決に向けた基本方針、施策を骨子としてまとめること。

この骨子に基づき、地域福祉に関連する種々の制度や事業、関係計画との調整、最新の国の動向等との整合に配慮しつつ、町民や地域による取り組みと行政による取り組みについて計画案を作成すること。

なお、町民にとって分かりやすい表現に努めること。

### (4) 計画に盛り込む事項

次の項目を考慮し、計画に盛り込む内容を構成するものとする。

なお、国が示す「地域共生社会」「我が事・丸ごと」の理念を考慮するとともに、国の最新動向も加味するものとする。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進
- ④高齢者・障がい者・児童その他の福祉に共通して取り組むべき事項
- ⑤要配慮者の支援方策
- ⑥障がい者・高齢者等の孤立防止、所在不明への対応
- ⑦生活困窮者自立支援の方策
- ⑧包括的な支援体制の整備

### (5) 計画書のとりまとめ

上記の基づき、委託者と綿密に協議をしたうえで、計画のとりまとめを行い、計画書の編集を行う。

なお、町の第5次総合計画、高齢者・障がい者・児童など、町の各種計画との整合性のとれた計画とすること。

### (6) 意見聴取

受託者は、委託者の行うパブリックコメントの実施のために必要な資料の提供および支援を行うものとする。

### (7) 検査

受託者は、全工程を完了した際、業務完了届を提出し、完了検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

ただし、完了後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、必要な対策を受託者の負担において行うものとする。

(8) 成果品の帰属

本業務における成果品は全て委託者に帰属するものとし、受託者は許可なく他に公表又は貸与してはならない。

(9) 成果品

計画策定委員会での承認を得た後、計画書及び計画書概要版として、以下のとおり納品すること。

[計画書]

①電子データ CD-ROM又はDVD-ROM 2枚

[概要版]

②電子データ CD-ROM又はDVD-ROM 2枚

(10) 履行期間

契約締結日～2024年（令和6年）2月15日までとする。

2 その他

(1) 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。

(2) この仕様書以外に定める事項のほか、業務遂行上必要な事項についてはその都度協議し、委託者の指示を受けるものとする。

(3) 他文献等からの文言の引用、イラストや統計データ等を成果品に引用する場合は、それらに係る著作権を侵害してはならない。